

## 外部回線接続サービス約款

### 第1条（約款の適用）

1. この外部回線接続サービス約款（以下、「本外部回線接続サービス約款」といいます）は、外部回線接続サービス（以下、「本サービス」といいます）に適用されるサービス別約款です。

### 第2条（サービスの内容・最低利用期間）

1. 本サービスは、利用者が利用する当社サービスに対し、専用通信回線または仮想専用通信回線（以下、仮想専用通信回線を「VPN」といい、専用通信回線およびVPNを総称して「外部回線」といいます）を接続するためのルータ、伝送装置（以下、「外部回線接続用機器」といいます）および専用通信回線を提供するサービスです。本サービスにおいて利用者に提供する専用通信回線の種類については、当社ホームページにおいて定めるものとします。
2. 本サービスにより外部回線を接続することが可能な当社サービスの種類および品目については、当社ホームページにおいて定めるものとします。
3. 本サービスの最低利用期間は、以下の通りとします。
  - i. 専用通信回線の接続による利用：12ヶ月
  - ii. VPNの接続による利用：3ヶ月
4. 当社は、本サービスにつき、第1項および第2項ならびに当社ホームページに定めのない専用通信回線または当社サービスへの接続を提供する場合があります。その場合においても、当社と利用者間で特に定める場合を除き、基本約款および本外部回線接続サービス約款（以下、あわせて「当社約款」といいます）が適用されるものとします。

### 第3条（料金の支払）

1. 本サービスの料金の支払形態が毎月払いの場合、利用者は、毎月1日から末日までの利用に関する料金を、その前月の末日までに支払うものとします。ただし、初回については、利用契約締結日から2週間以内に、2ヶ月分の料金を支払うものとします（初期費用が発生する場合、初期費用も同時に支払うものとします）。
2. 本サービスの料金の支払形態が年間一括払いの場合、利用者は、利用開始日から翌年の同日の前日までの料金を、利用契約締結日から2週間以内に支払うものとします（初期費用が発生する場合、初期費用も同時に支払うものとします）。ただし、契約期間が延長される場合、2年目の支払いについては利用開始日の翌年の同日の属する月の前月末日までに、3年目の支払いについては利用開始日の翌々年の同日の属する月の末日までに当該料金を支払うものとし、以後も同様とします。

#### 第4条（回線事業者約款等）

1. 本サービスの利用に関しては、当社約款に加えて、本サービスにおいて接続する専用通信回線の提供事業者（以下、「回線事業者」といいます）が定める契約約款等（規約、規程、ポリシー、その他、形式および呼称を問わず、回線事業者が当該専用通信回線の提供に関して定めたものを指し、以下総称して、「回線事業者約款等」といいます）も適用されるものとします。当社約款と回線事業者約款等に矛盾または抵触する定めがある場合、当社約款の定めが優先して適用されるものとします。
2. 前項に定める回線事業者約款等については、当社ホームページ上に記載するものとします。

#### 第5条（サポート）

1. 本サービスにより接続される専用通信回線に関する技術的サポートについては、回線事業者において行われるものとし、利用者は専用通信回線の技術的な事項については、当該回線事業者に直接問い合わせるものとします。
2. 前項を除く、本サービス自体に関する問い合わせについては、当社が対応するものとします。

#### 第6条（外部回線接続用機器）

1. 利用者は、当社より貸与される外部回線接続用機器を、自己の責任と費用において設定・管理・運用・接続用アカウントおよびパスワード情報の管理を行うものとします。
2. 当社は、外部回線接続用機器が、不可抗力または利用者の責めに帰すべき事由によらずして、故障その他の正常な動作がなされない状態となったことが確認された場合、当該機器を当社の費用において修理または交換するものとします。この場合、当該機器に記録された設定その他の情報は、初期化のうえ利用者に貸与されるものとし、利用者は自己の責任において再度当該機器の設定を行うものとします。
4. 前項の定めにおいて、外部接続用機器が、モデル改定、販売の終了、その他の理由により、修理または交換を実施することが困難である場合、当社は当該機器と同等以上の機能を備えた異なる外部回線接続用機器との交換を実施し、利用者への貸与を行うものとします。この場合、交換後の外部回線接続用機器の仕様その他に起因し、利用者が交換実施前に行った設定等による運用が不能となったとしても、当社はその責任を負わないものとします。

#### 第7条（免責）

1. 当社は、本サービスに関し、回線事業者が設置した回線終端装置の当社構内通信網（以下「LAN」といいます）側回線接続基部より当社管理下のネットワークおよび設備に

において生じる事象においてのみ責任を負い、当該回線終端装置の LAN 側回線接続基部から広域通信網側以降において生じた事象に起因する問題については、障害等の解消の義務、利用者に生じた損等への賠償責任義務、その他一切の責任を負わないものとします。

2. 当社は、基本約款第 28 条の定めに関わらず、利用者が本サービスにおいて VPN を接続して利用する場合において、利用者が VPN 事業者の提供するサービス等に起因し、利用者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず賠償の責任を負わないものとします。

## 附 則

### 第 1 条（適用開始）

この約款は、平成 25 年 5 月 15 日に制定され、同 5 月 15 日より適用されます。